入　札　公　告

令和８年度　山ノ南・四反地線舗装補修工事について、入札後審査方式一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６の規定により、つぎのとおり公告する。

令和 8年10月27日

吉野川市長　　原井　敬

１.入札に付する事項

(1) 工　　事　　名　令和８年度　山ノ南・四反地線舗装補修工事

(2) 工　事　箇　所　吉野川市鴨島町森藤

(3) 工　事　概　要　施工延長　L=70.0m
・舗装工　A=343.0m2

(4) 施　工　期　間　契約日から令和 9年 2月19日まで

(5) 設　計　金　額　2,259,000円（税抜き）

(6) 最低制限価格（税抜）　開札後に公表する。

(7) そ　の　他

①　この工事は、単体企業での施工とする。

②　この入札は、原則として徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。

③　この入札は、入札後審査方式一般競争入札（価格競争）で執行するため、入札参加者が1者のみとなった場合でも、これにより公正な入札が執行できないなどの事情が認められない限り、有効なものとして取扱うこととする。

④　この入札は、最低制限価格制度を適用する。

２.入札手続き等に関する事項

(1)　契約条項の閲覧等

入札手続き	期　間	場　所　等
契約条項の閲覧	令和 8年10月27日（火） ～令和 8年11月12日（木）	吉野川市ホームページ （入札(発注)情報）
設計図書等の電子閲覧	令和 8年10月27日（火） ～令和 8年11月12日（木）	吉野川市ホームページ （入札(発注)情報）
設計図書等に関する質問書の提出	令和 8年10月28日（水） ～令和 8年11月 2日（月）	市監理課 （メール）
質問書に対する回答書の電子閲覧	令和 8年11月 5日（木）～	吉野川市ホームページ （入札(発注)情報）

※１：閲覧（電子閲覧を除く。）及び設計図書等に関する質問書の提出は、市の休日（吉野川市の休日を定める条例（平成16年吉野川市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く、午前８時30分から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）とする。

※２： 設計図書等に関する質問書は、市ホームページからダウンロードのうえ、電子メールにより提出するものとし、持参等によるものは受け付けない。
なお、質問書に対する回答は、回答書を市ホームページに掲載する。

※３： 入札公告、関係書類、図面等の全ての設計図書等の情報は市ホームページに掲載している。

※４： 紙閲覧を希望する事業者は10の問い合わせ先まで連絡すること。

(2)　入札書の提出等

入札手続き	期　　間	場　所　等
入札参加資格審査申請書等の提出(参加資格等)	令和 8年10月28日（水） 8時30分～令和 8年11月 6日（金）17時00分	電子入札システム
入札書及び工事費内訳書の提出（電子入札）	令和 8年11月 9日（月） 8時30分～令和 8年11月12日（木）14時00分	電子入札システム
開　　札	令和 8年11月13日（金） 9時00分	吉野川市役所　入札室

※１： 電子入札に関する運用・基準については、「吉野川市電子入札システム運用基準」によるものとする。

３.入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、共通事項の４に示す全ての事項及び次に掲げる全ての事項に該当する者であることとする。

(1)　吉野川市内に建設業法上の主たる営業所（本店）を有する者。

(2)　吉野川市建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第5条により、令和８年度建設工事の一般競争入札（指名競争入札）に係る業者選定基準及び格付一覧(以下「選定基準」という。)に登載されている者であり、次の要件をすべて満たす者であること。

① 選定基準に「舗装工事」で登載されており、その格付けがＡ級、Ｂ級ランクの者。

②「舗装工事」の完成工事高が設計金額（税抜き）以上である者。

(3)　次の要件を満たす技術者をこの工事に配置できること。ただし、請負代金額（消費税込み）が4,500万円（建築一式工事については、9,000万円）未満の場合は、専任の必要はない。

① この建設工事の種類に関し、建設業法第７条第２号イ、ロ、又はハに該当する者

② 開札日時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者（技術者を専任配置する場合は、開札日以前に申請者と３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者）

４.入札参加資格確認票等

入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより申請の手続きを行う際、下記のとおり「入札参加資格確認票（様式１）」を提出（添付）しなければならない。
なお、提出期間は２(2)の期間とする。

(1) 入札参加資格確認票（様式１）

様式１を作成し、電子入札システムで期限までにＰＤＦファイルで提出すること。なお、提出後落札決定までの間において、様式１に記載された事項のいずれかに変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ること。
また開札時に落札候補者となった者は、必要に応じて速やかに追加書類を提出すること。

(2) 落札候補者として決定された者は、共通事項の５に掲げる追加書類を提出すること。

(3) 質疑応答

この工事に対する質疑がある場合は、質問票により作成し、期限までに吉野川市役所監理課までメールで提出すること。

提出先　　監理課メールアドレス（kanri@yoshinogawa.i-tokushima.jp）

なお、質問に対する回答は、吉野川市ホームページの回答書を当該案件の閲覧ページに掲載する。

５．入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納付については、免除する。

(2) 契約保証金（500万円以上の場合）

契約に際しては、請負代金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の100分の10以上に相当する契約保証金を納めなければならない。ただし、金融機関の保証、又は前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券の保証、又は履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

６．契約書作成の要否

要

７．議会の議決

要しない

８．現場説明の有無

無

９.その他

(1) 吉野川市建設工事入札心得及び吉野川市電子入札システム運用基準に基づき執行する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の10に相当する金額で入札すること。

(3) 本公告は、場合により取り消しをすることがある。

(4) 紙入札方式への移行を希望する場合は、上記入札書提出締切日時までに紙入札方式参加申請書を持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出し、その承認を得て、紙入札方式への変更が可能。

(5) 入札執行回数は、１回とし、予定価格と最低制限価格の範囲内の価格で有効な入札がない時は、入札を終了する。

(6) 内訳書の添付のない入札及び内訳書記載内容に不備のある入札は無効とする。

(7) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(8) 提出された申請書等は、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(9) 提出された申請書等は、返却しない。

(10) 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

(11) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、吉野川市建設業指名停止措置要綱に基づく入札参加資格等の停止措置を行うことがある。

(12) 技術者の配置については、次のページを確認し、建設業法に基づき適正に取り扱うこと。

１０.入札手続きに関する問い合わせ先

〒776－8611　徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

吉野川市役所　建設部監理課　契約係

電話：0883-22－2252　FAX：0883-22-2239

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kanri@yoshinogawa.i-tokushima.jp

令和7年2月1日

◎技術者制度早見表

別表1

1	建設業の種類	元請工事における下請金額合計	その他	5,000万円未満	5,000万円未満	一般建設業許可業者は5,000万円(建築一式工事8,000万円)以上の元請工事に対する下請を発注できない。
			建築一式	8,000万円未満	8,000万円未満	
		建設業許可	種類	一般建設業許可	特定建設業許可	
2	工事現場に置くべき技術者	元請工事における下請金額合計	その他	5,000万円未満	5,000万円未満	特定建設業者は監理技術者許可所持者が必要。 特例監理技術者は監理技術者補佐を配置することで工事現場2つまで兼務できる。
			建築一式	8,000万円未満	8,000万円未満	
		技術者	種類	主任技術者	監理技術者又は特例監理技術者	
3	技術者の現場専任(*1)	請負金額	その他	4,500万円未満	4,500万円以上	現場専任の必要があれば他工事との技術者の兼務はできない。
			建築一式	9,000万円未満	9,000万円以上	
		専任の必要性	有無	現場専任必要なし(主任技術者)	現場専任必要(専任の技術者)	
4	技術者の資格要件	監理技術者	1級国家資格者・国土交通大臣特別認定者			法第26条第2項(資格者証の現場携帯必要)
		監理技術者補佐(＊6)	1級技士補であって、主任技術者要件を満たす者もしくは、監理技術者要件を満たす者			法第26条第3項
		主任技術者	1・2級国家資格者 ・ 指定学科卒業＋実務経験 ・ 実務経験10年以上			法第26条第1項
5	技術者の他工事の兼務	監理技術者	他工事との兼務できない。ただし、特例監理技術者を設置した場合を除く。			
		専任の技術者	他工事との兼務できない。			
		主任技術者	他工事との兼務できる。			
		営業所の専任技術者等	市内に営業所がある業者は市内の他工事の主任技術者との兼務できる。			
		監理技術者補佐	他工事との兼務できない。			

◎現場代理人制度早見表

別表2

1	現場代理人の専任(*1)の有無	工事種類	市工事のみの場合	県工事と兼務の場合	
		専任の必要性	市工事(当初設計金額4,500万円未満)を合計3つまで兼務可能(*5)	県工事(当初請負金額4,500万円未満)及び市工事(当初設計金額4,500万円未満)で合計3つまで兼務可能(*5)	下記*4に定める工事についても専任の対象外とする。
2	現場代理人の常駐(*2)の期間	*3・4の場合を除き契約日から竣工承認日までとする。			
3	現場代理人の資格要件	特になし。ただし、経営業務の管理責任者以外の者で、直接的・恒常的雇用関係があること。			
4	現場代理人の兼務(*4)	監理技術者	本工事の監理技術者は兼務できるが、他工事との兼務はできない。		
		専任の技術者	本工事の専任技術者は兼務できるが、他工事との兼務はできない。		
		主任技術者	現場代理人の兼務が認められた工事の主任技術者は兼務できるが、他工事との兼務はできない。		
		営業所の専任技術者等	市工事(当初設計金額4,500万円未満)を合計2つまで兼務可能(*5)		

＊1 「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事に係る職務にのみ従事していることをいう。
＊2 「常駐」とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、作業期間中特別な理由がある場合を除き工事現場に常駐し、職務従事していることをいう。
＊3 次の各号のいずれかに該当し、特記仕様書で明記がある場合に限り、現場代理人の工事現場における常駐義務を緩和する。
一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
二 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
四 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。
ただし、営業所の専任技術者及び経営業務の管理責任者を現場代理人として配置することはできない。
＊4 現場代理人において、工事現場が一体的で同一場所の場合、又は、災害復旧工事を特定の地域で多数発注する場合において、兼務することを認める。
＊5 合併以前の旧町村内又は工事間直線距離が概ね10km以内の工事に限る。
＊6 監理技術者補佐については、当該工事現場ごとに専任を配置すること。